「知の総和答申」を踏まえた取組の進捗状況等について

資料３

2025年2月に取りまとめられた「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」を踏まえ、大学分科会等でもご議論をいただきながら、以下のような制度改正や予算事業を実施。

① 教育研究の「質」の更なる高度化

※学修者本位の教育の更なる推進、大学院教育の改革等

・高等教育機関の「教育の質」が社会から適切に評価されるようにするため、認証評価制度を見直し、教育の質について学部ごとの段階別評価を行う「新たな評価」制度の在り方についてとりまとめ（2026年6月）。
・学部・研究科の連続性に配慮した教育課程の促進に係る制度改正（連続課程特例認定制度等）を実施（2026年2月～）。
・2025年度より、全国学生調査の本格実施を開始。

② 高等教育全体の「規模」の適正化

※厳格な設置認可審査、再編・統合の推進等

・2026年度からを第Ⅰ期とする「大学の量的規模適正化総合施策」を策定し、科学技術・イノベーション基本計画等に位置付け（2026年3月）。
・成長分野転換基金の積み増し等による、改革やチャレンジに取り組む大学への支援を実施。
・学校法人の寄附行為認可審査において、財産保有要件や経営状況等の要件の厳格化を図るなどの見直しを実施。
・収容定員の引き下げに対する大学等の忌避感の緩和のための仕組みを構築するため、私立大学等の収容定員の適正化を図るための学則変更手続きの弾力化を図る制度改正を実施（2026年4月～）。

③ 高等教育への「アクセス」確保

※地理的観点からのアクセス確保等

・地域内の高等教育機関の長と地方公共団体の首長をはじめとした産学官金等の関係者の連携による地域の高等教育機関へのアクセス確保・人材育成のため、令和8年度から「地域構想推進プラットフォーム構築等推進事業」を開始。
・他大学との連携による地域の高等教育へのアクセス確保のための特例を認める制度改正を実施（2026年1月～）。
・多子世帯の学生については所得制限なく大学等の授業料・入学金を国が定める一定額まで減免（2025年度～）

※上記に加え、国立大学の機能強化や私立大学の在り方等についてそれぞれ有識者会議においてとりまとめを行うとともに、これらの取組を支える基盤的な経費について、令和7年度補正予算や令和8年度当初予算において、物価上昇等を踏まえた予算増等を実現。

⇨ さらなる高等教育システム改革を推進し、**2040年に向けた高等教育の規模適正化・機能強化の一体的な実現**を図る。

2040年に向けた高等教育の規模適正化・機能強化（全体像イメージ）

2025 2026年度 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 ・・・ 2040

規模適正化

第Ⅰ期 大学量的規模適正化総合施策期間

第Ⅱ期期間（2031～2035）

18歳人口急減期

規模適正化・経営指導

【課題】18歳人口は2034年度までは100万人を維持するが、その後2040年度までで74万人まで急減。現時点で何ら施策を講じなければ、2035年度以降、地方大学をはじめ大学の閉鎖等が相次いで生じ、社会全体に大きな悪影響。高等教育システム全体での大学の規模適正化を推進。

★：制度改正を検討中

★ **設置認可の厳格化：**少子高齢化や産業構造の変化に応じた設置認可への転換

★ **円滑な撤退を促す仕組みの構築：**経営指導の根拠を明確化し、学生募集停止等の勧告を行う仕組みを創設

＜早期撤退判断の慫慂＞

- 残余財産の譲渡可能先を広く教育に関する事業を行う公益法人へ拡大
- 経営指導対象法人拡大。経営改革計画策定を私学助成の交付要件化、計画に基づく取組の進捗が不十分な場合は私学助成を減額
- 私学助成において合併等に向けて教育課程の再編等に連携して取り組む大学等を支援

機能強化

【課題】質・量ともに密度の低い大学教育では我が国の創造的成長をリードする人材育成は困難。18歳人口の急減により地域の医療やインフラ、産業を支える小規模大学が撤退したり、成長分野を支える理数・デジタルやメディカル分野を学ぶ学生が確保できなくなったりすることが見込まれ、我が国の成長や地域を牽引する人材、地域の医療、産業、インフラを支える人材の払底が懸念。

質的転換

★：制度改正を検討中

★ **新たな評価制度の構築：**認証評価制度を見直し、高等教育機関としての最低限の質保証にとどまらず、「教育の質」を学部ごとに段階別に評価する仕組みを構築することで、高等教育機関における質向上のサイクルを構築

＜現状＞全国2700学部のうち800学部以上がST比1:25以上

ST比の改善・留学などの知的修羅場	累計で300学部を支援
戦略分野を先導する大学院教育の質的転換	2030年までに修士5.5万人→6.4万人　博士1万人→1.4万人

成長分野転換

成長分野転換基金により、大都市圏の私立大学（個別にヒアリング・対話を実施中）も含めた理工・デジタル系等の成長分野への学部転換等、大学・高専の戦略17分野に係る人材育成、文系学部のダウンサイジングによるST比改善や理数分野併修による教育の質向上、高専の新設等をより一層強力に促進

各大学での検討～申請～開設（学部転換等の工程の一例）※各大学の検討状況により、申請～開設の時期に変動あり

各大学での検討 → 申請 → 体制構築 → 開設準備 → 開設～学部完成年度

申請：●選定　体制構築：● 届出・認可申請　開設～学部完成年度：●卒業生輩出 ※以降順次卒業生を輩出

初中教育との連携

高等学校教育改革交付金（仮称）等による高校教育改革の推進

高等学校教育改革促進基金（3,000億円）

地域

地域の維持に不可欠な社会的基盤機能を担う人材の確実な育成と供給

地域構想推進プラットフォームにおいて、各地域の医療、産業、インフラを支える人材需要や社会構造の変化を踏まえた人材育成方策を知事を中心に協議・実行。大学等の再編・統合転換等による地域の高等教育の機能強化

基盤の充実強化

国立大学法人の機能強化

● 国立大学法人等改革基本方針

- 国立大学法人の組織・業務全般の見直し 運営費交付金の在り方の検討
- 国立大学法人運営費交付金の大幅拡充

国立大学法人 第５期中期目標期間（2028～2033年度）

- 組織・業務全般の見直しを踏まえた各法人の機能強化
- 物価・人件費の変動に連動した運営費交付金の算定ルールの導入

高専の機能強化　高専の量的拡大、質的向上、国際通用性の確保、国立高専機構運営費交付金の拡充等

★：制度改正を検討中

★ **高専卒業者への学位授与等：**国際通用性の観点から「準学士」の学位を授与・高専の目的への「研究」の追加

私学助成における理工農・デジタル系人材や地域を支える人材育成等への重点化・充実

2040年に向けて施策を総動員し、大学の構造転換を推進

- 2035年度以降の**18歳人口の急減に対応した規模適正化**（18歳人口 110万人（2025年）→74万人（2040年）
- 2040年までに学びの密度高く、**教育力のある大学のみで高等教育を構成**
- 2040年までに**約２万人の理工系学部定員の増**を実行し、我が国の学部学生の**理工系等割合を５割に高め、戦略17分野に必要な人材を十分に供給**
- 各地域に人材供給のミスマッチを生じさせないよう、**地域の存続に不可欠な人材を十分に供給**

※産業構造・社会構造の変化を踏まえ、**高校から大学・大学院まで一貫した改革**を推進

※左記に加え、意欲ある学生が学びをあきらめることがないよう、修学支援に係る制度の改善・充実

※★の時期は今後検討・調整

中教審答申（「規模」の適正化関係）

中教審答申

中央教育審議会
『我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）』
（令和７年２月21日）から抜粋

（２）高等教育全体の「規模」の適正化

○ （略）今後、超過供給状態により適切な高等教育機会の提供ができなくなるおそれがあることから、設置基準や審査の在り方においても、経営の観点から安易な設置を抑制することができるよう、抜本的な見直しを行う必要がある。また、 高等教育機関の機能強化の観点からも、設置者の枠を超えた、高等教育機関間の連携、 再編・統合、縮小、撤退の議論を避けることはできない状況であり、高等教育全体の適正な規模の見直しが必要である。

○ その際、各地域や高等教育機関において、地域における将来推計人口、進学者数や産業別就業者数の見込み、専攻する学問分野ごとの学部学科の定員等を踏まえながら適正な規模を検討していくことが必要である。

②高等教育機関全体の規模の適正化の推進

○ 高等教育全体の規模の適正化については、高等教育機関以外の機関における再編等に関する施策の例も参考にしつつ、地域や社会のニーズ等を踏まえた上で、再編・統合や縮小、撤退を支援することが必要である。

○ その際には、大学、専門職大学・専門職短期大学、大学院・専門職大学院、短期大学、 高等専門学校、専門学校といった機関別、あるいは、国公私立の設置者別の区分に関係なく、全ての高等教育機関にとって、決して他人事ではないという認識を強く持つ必要がある。

○ このようなことを前提とした上で、新たな大学・学部等の設置については、新たな学問分野への転換など新陳代謝も必要である一方で、今後、大学進学者数の大幅な減少が見込まれるという高等教育全体を取り巻く劇的な変化に的確に対応する必要がある。このため、国の施策においては、設置認可審査から撤退の支援まで一貫した取組が求められるとともに、大学等においても、18歳人口が減少することや地域の人材需給等も踏まえつつ、スクラップ・アンド・ビルドをはじめ学内における組織や定員に関する検討を十分行う必要がある。上記を踏まえ、設置認可については、これまで以上に、教学面においては質の高さや社会的な必要性を求め、経営面においては財産保有要件や私学助成交付要件の厳格化を図るなど、抜本的な見直しを図る。

2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議 審議のまとめ（概要）

Ⅰ 私立大学を取り巻く環境

①大学進学者数の激減

大学進学者数推計（出生低位・死亡低位） 62.7万人（2021） ▶ 約59.0万人（2035） ▶ 約46.0万人（2040）（約27％減）

相当数の法人が縮小や撤退を余儀なくされることが避けられない状況

②大学分布の実態

「地方」に立地する私立大学（首都圏整備法既成市街地等・政令指定都市以外） ◀ **ほとんどが小規模**

地方の進学者の減は、地方私立大学の存続に影響を及ぼし、地方の小規模私立大学から撤退する可能性

③私立大学の分野別学生比率の偏り

人文科学 14.9% 社会科学35.9% ⇔ **理学2.3% 工学12.0% 農学2.1%**

我が国の理工系入学者の割合は諸外国に比べても低く、OECD平均よりも大幅に低い状況

Ⅱ 今後の私立大学振興の基本的な考え方（機能や成果に応じた国の支援の強化）

学部学生の約8割の教育を担うとともに、エッセンシャルワーカーや産業人材等の育成、国際競争力強化に資する研究振興、地域創生など様々な観点で重要な役割を果たす私立大学の教育研究の充実は、「知の総和」の向上に資するとともに、経済社会・国民生活の向上にも貢献。このため、**基盤的経費をはじめとする支援の拡充は不可欠**。

一方、私学助成をはじめとする私立大学関係の諸施策については、以下のような**俯瞰的な方針を踏まえたメリハリ・重点化への転換**を図る。

【今後の私立大学政策の俯瞰的な方針】

国においては、

① 地域から必要とされる人材育成を行う地方大学に対する重点支援を行う。また、地域の人材需要に基づく地域の大学間の連携や構造改革を自治体や大学、産業界等との協力の下で実行する。

② 国際競争力の強化の観点から研究力のある私立大学への重点支援を通じ日本の競争力を高める拠点機能を強化する。また、日本の産業を支える理工農系人材の育成のための重点支援を行う。

③ 再編・統合等による規模の適正化に向けた私立大学の経営改革の強化を図る。経営状況が厳しく質の担保ができない大学には学生への影響が生じないよう早期に円滑な撤退判断を促進する。

④ 教育研究の質の向上に向けた重点支援を行う。理系転換に向けた改革を進める大学に対する基金による支援、PBL教育の推進、大学院教育の充実等を推進する。

Ⅲ 国による私立大学振興のための４つの施策の方向性

１.地域から必要とされる人材育成を担う地方大学の重点支援

(1)自治体・産業界等との連携推進(地域経済の担い手やエッセンシャルワーカー育成支援等)

○国が、地方の高等教育のアクセス確保について、高等教育政策に対する責任を持って施策を検討し、実施する。
○地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者による連携強化・プラットフォームの構築や、それぞれの協力による人材育成に係る取組への支援
○地域経済の担い手等を育成する地方中小規模大学への私学助成の重点化、地域の高等教育の将来像（必要な人材の内容やボリューム等）に基づく取組を行う私立大学への更なる支援
⇒地域の高等教育資源の効率的・効果的な活用のための重複感の解消や地域の高等教育機関の機能を最大化

(2)大学間の連携推進

○オンライン授業をはじめとした開設科目の相互補完の円滑化や、事務の共同化を通じた効率化

２.日本の競争力を高める教育研究を担う大学の重点支援

(1)国際競争力の向上に向けた私立大学の研究力強化

○研究力の高い私立大学が国際的にも研究力で競い合える拠点となること等に向けた施設設備整備と人件費等の基盤的経費を一体的かつ集中的に支援する枠組みの構築
○修士課程をはじめとした大学院の機能強化に向けた支援を充実

(2)日本の産業を支える理工農系人材の育成

○理工農系分野の学部の教育研究費支出が多い傾向にあることを踏まえた教育研究環境の充実に向けた、産官による重点的な支援

３.再編・統合等による規模の適正化に向けた私立大学の経営改革強化

(1)経営指導の強化等 (リスクが高い学校法人への指導強化(指導対象法人の拡大(100校程度)等))

(2)学校法人間の連携・合併、円滑な撤退に向けた支援等(撤退に向けた伴走支援のための私学事業団における専門家チームの体制強化等)

(3)学部等新設の厳格化(スクラップ・アンド・ビルド、財務要件の厳格化等)

４.教育研究の質の向上に向けた重点支援

(1)産業構造の変化に対応する理系転換、文理横断・文理融合教育の推進等

○理系転換に向けた改革を進める大学に対し、基金による支援を充実
○初等中等教育段階から高等教育段階まで一貫した教育改革を推進

(2)プロジェクト型学習の推進等の手厚い教育指導体制の構築

○社会ニーズを踏まえたPBLの推進に向けた、教員配置や基盤的経費の充実

(3)今後の社会で活躍する力を身に付けるための大学院教育の充実

○大学院シフトを進める大学を重点的に支援
○学士課程から博士課程の連続性、質と密度の向上と、学部段階の履修証明等を含む産学連携によるリ・スキリングプログラムの拡充

(4)私立大学附属病院の支援の在り方

○継続的な人材輩出や医療の提供等に向け、安定した経営基盤を確保

(5)新たな評価の在り方

Ⅳ 「知の総和」の向上と高等教育の全体最適に向けた私立大学の在り方

➢ **文部科学省が着手している高校から大学・大学院の一体的な設計に基づく一貫した改革による人材育成のみならず**、大学と企業、私立大学と国公立大学などの**各機関の間において共有される認識と相互理解のもとでの取組が進められることが肝要。**

＜参考１＞地方私立大学の振興における「地域構想推進プラットフォーム」の活用（イメージ）

2040年の社会を見据えつつ、地域の高等教育機関へのアクセス確保・人材育成を推進するため、各地域の施策展開に資するプラットフォームのモデル構築を実施

地域構想推進プラットフォーム

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確保等の取組を支援

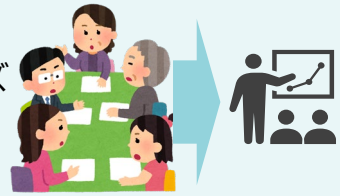


地域経済の担い手等を育成する地方中小規模大学への私学助成の重点化
地域の高等教育の将来像（必要な人材の内容やボリューム等）に基づく取組を行う私立大学への更なる支援

【プラットフォームでの議論を踏まえ期待される取組例】

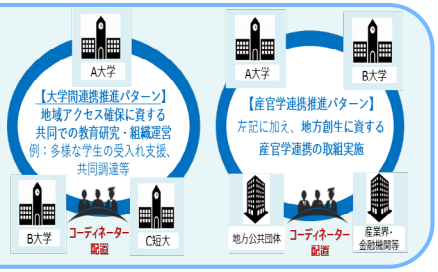
【地域ニーズに応じた教育改革】

- ➢ 地域の人材需給や産業構造のニーズ等や、高校教育改革と連動した教育組織・カリキュラムの変革



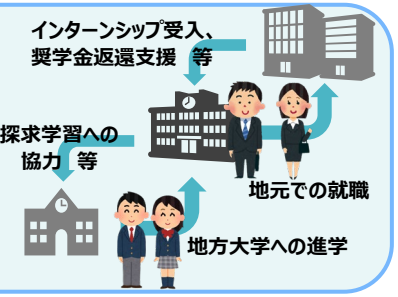
【大学間の連携】

- ➢ 連携開設科目の設置にとどまらない、地域アクセス確保のための更なる教育研究の連携の実施



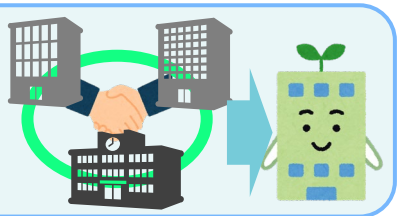
【地域での一貫した人材育成】

- ➢ 高校段階から地域の高等教育機関への接続強化や、自治体等による就職支援等を通じた地域への人材定着の強化



【新産業創出】

- ➢ 地元企業や金融機関、大学のリソース等を結集し、地域の強みを生かした新産業の創出



地域の高等教育資源の効率的・効果的な活用のための**重複感の解消や地域の高等教育機関の機能を最大化**

＜参考2＞国際競争力の向上に向けた私立大学の研究力強化・日本の産業を支える理工農系人材の育成

1. 日本の産業を支える理工農系人材の育成

【現状】

- **日本の理・工・農の大学生の学部6割強・修士３割強・博士１割強が私学に在学**
  理・工・農系学部を持つ私学は約**150校**あり、**理系分野のボリュームゾーンの人材育成を担う**
- **専門人材や技術者を多数輩出**
  研究者に加え、**研究エコシステムを支える専門人材等の育成**にも多大な貢献
- **女子学生の理系進学率の上昇にも大きく貢献**
  私立大学における工学・理学系で女子枠の導入 2024年新規13校

［資格合格者に占める私立大学卒業者の割合 2022年度］
私立大学ファクトブック（2024年９月版 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所）より

医師 **4** 割　　薬剤師 **9** 割　　一級建築士 **6** 割





【取組の方向性】
日本の産業を支える理工農系人材の育成を行う大学等への重点支援（教育研究経常費に係る単価の改善）
教育研究の質の向上に向けたST比（専任教員一人あたり学生数）に係るメリハリある配分の強化

2. 国際競争力の向上に向けた私立大学の研究力強化

【現状】

- **日本の私立大学に対する世界的な評価→質の高い私立大学の層は厚い**
  世界大学ランキング2024※（**世界のトップ6.1%**）の中に
  私立大学５０校がランクイン
  （国立大学は58校）

関連大学別大学発ベンチャー数

大学名	2022年度		2023年度		2024年度	
	企業数	順位	企業数	順位	企業数	順位
東京大学	370	1	420	1	468	1
京都大学	264	2	273	3	422	2
慶應義塾大学	236	3	291	2	377	3
大阪大学	191	5	252	4	298	4
筑波大学	217	4	236	5	264	5
東京理科大学	151	7	191	7	226	6
東北大学	179	6	199	6	222	7
東京科学大学*	-	-	-	-	187	8
早稲田大学	128	9	145	8	166	9
立命館大学	110	12	135	10	160	10

対2023年度比増加率（今年度10社以上の上位10大学）

順位	大学名	対2023年度比	推移
1	関西大学	522.2%	9→47
2	沖縄科学技術大学院大学	288.9%	9→26
3	神戸大学	205.5%	55→113
4	情報経営イノベーション専門職大学	184.8%	46→85
5	弘前大学	157.1%	7→11
6	京都大学	154.6%	273→422
7	横浜市立大学	150.0%	10→15
8	同志社大学	146.2%	13→19
9	近畿大学	145.7%	81→118
10	大阪工業大学	142.9%	7→10

優秀な研究者の輩出

Clarivate Analytics社　Highly Cited Researchers 2024より

（単位＝千円）

機関名	人数	運営費交付金額・私立大学経常費補助金額
京都大学	8名	56,524,533
慶應義塾大学	7名	8,853,277
理化学研究所	7名	56,417,000
東京大学	6名	84,037,455
物質材料研究機構	6名	16,664,000
九州大学	3名	41,953,247
国立がんセンター	3名	6,735,729
名古屋大学	2名	32,874,465
岡山大学	2名	19,606,909
大阪公立大学	2名	28,401,000
近畿大学	2名	4,519,413
塩野義製薬	2名	-

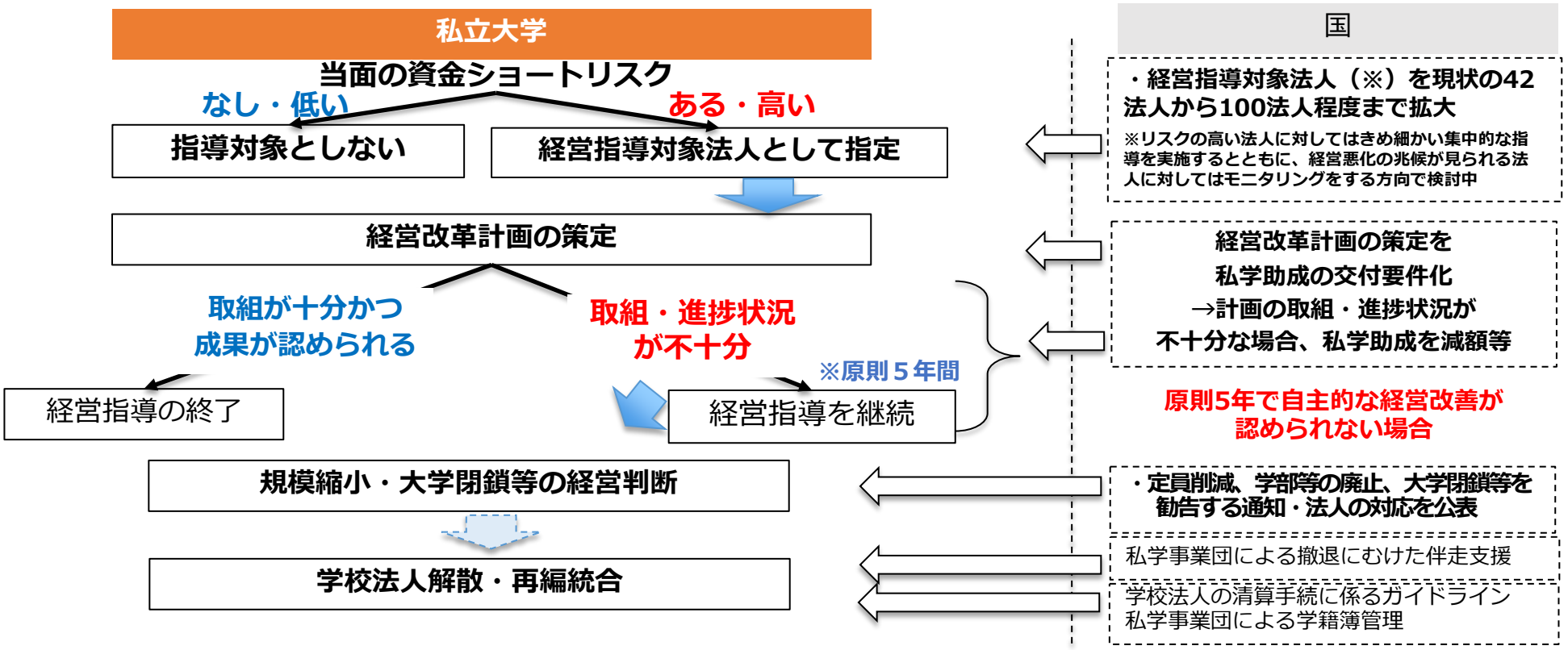
- **科学研究費補助金における私立大学のシェア拡大**
  採択件数3割、配分額2割に達するなど、年々存在感が強まっている。
  ※採択件数(30.3%(2024)←21.7%(2004) 、配分額20.5%(2024)←12.8%(2004))

【取組の方向性】
科学技術・イノベーション人材の育成強化を図るため、研究力の高い私立大学等への**施設・設備整備費と経常費の一体的かつ重点的な支援**により、最先端の「知」を生み出し、**日本の競争力を高める拠点機能を強化**。



＜参考3＞再編・統合等による規模の適正化に向けた私立大学の経営改革強化への転換（イメージ）

1．経営指導の強化等：早期の経営判断促進に向けた取組フロー



2．学校法人間の連携・合併、円滑な撤退に向けた支援等

○ 学校法人の吸収合併や学校法人間の財政支援等に係る設置認可・私学助成上の仕組みの改善

○ 撤退支援に関するハンドブック作成及び撤退の目安の提示等

3．学部等新設の厳格化（スクラップ・アンド・ビルド、財務要件の厳格化等）

○ 審査体制の充実 、経営面・定員充足率の基準の引上げ等

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ　議論のまとめ 概要

第１部　新たな評価の基本的な考え方

※ 研究科の評価の在り方は別途大学院部会等で検討中であり、今後、同部会での検討状況を踏まえ、「新たな評価」に組み入れることとする。

我が国の高等教育における質保証・向上の考え方と認証評価の現状

- 我が国の高等教育の質保証・向上システムは設置認可審査、設置計画履行状況等調査、自己点検・評価、認証評価、情報公表等で構築。
- その中で**認証評価制度はその中核**。制度開始20年が経過し、各高等教育機関の努力と認証評価機関における様々な改善や工夫の結果、**内部質保証システムの導入が進んでいる**一方で、以下のような**課題も指摘**されている。

①社会的機能の再考の必要性

・社会からの理解と支持を得るためには、入学後にどの程度学生を成長させることができたのかといった「教育の質」を第三者かつ専門家の評価を通じて可視化すべきではないか

・高等教育機関の多様性等を尊重しつつ、評価の客観性・公平性をより高めることが必要ではないか。評価結果が社会に十分認知されていないのではないか

②評価者・被評価者双方の評価負担、インセンティブの不足

十分な動機付けがないこと等による「徒労感」があるのではないか

③内部質保証の意義の浸透

学内の改革には繋がったが、学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善まで至っていないのではないか

高等教育を取り巻く社会的な状況と「新たな評価」の必要性

- ✓ 急速な少子化（※）の中では、社会・就業構造を踏まえながら、地域の医療、福祉、産業、インフラ等を支える人材を確保することがこれまで以上に必要。高等教育機関の多様性を確保を図った上で、**学生一人一人が能力を最大限高めていく**ためにも、**教育研究の質保証・向上を通じて高等教育の機能強化**、「**教育の質**」**の不断の見直し**が求められる。

（※）令和6（2024）年大学進学者数63万人
⇒2040年大学進学者数約46万人（約27%減）

- ✓ 一方で**高等教育機関の「教育の質」によって社会的な評価や進学先の選択が行われていることは必ずしも明らかでない**（全国的には知名度は必ずしも高くないものの地域の医療・福祉・産業等を支えるべく、教育活動に精力的に取り組むことで学生の成長を促している高等教育機関もある）。
- ✓ **高等教育機関の「教育の質」が社会から適切に評価される仕組みを実現**し、学生や社会に広く訴求していくとともに、**高等教育機関は内部質保証と外部の視点からの改善・向上を促していくことが必要**。

改革の方向性

（１）学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

- 「新たな評価」においては、養成すべき人材像や卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）等を基盤として、**在学中どのくらい成長したかについて学生一人一人が知識・能力をどの程度身に付けたかという学修成果、学生自身の成長実感やステークホルダーによる評価を可視化**し、その結果を踏まえて**教育改善が進められているかという観点から評価すべき**である。
- 「新たな評価」を通じて、各高等教育機関の**教育について**最低限の**質保証のみならず、質向上につながるサイクルを構築**する。

（２）社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

- 少子化という社会情勢やVUCA時代の高等教育機関はこれまで以上に**自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが必要**であり、「新たな評価」の結果やその他必要な情報が**社会に理解されやすい形で公表される仕組み**が必要。

（３）持続的かつ効果的な評価の実現

- 「教育の質」の向上を測るために真に必要な項目に厳選し、評価のデータプラットフォームを構築・活用等を通じ、**「徒労感」解消**のための評価制度の抜本的な見直しを図る。

第２部　新たな評価制度の基本的な枠組み

１．評価対象【評価する単位・対象はどこか】

- 質保証の責任は一義的には大学にあることから、高等教育機関全体として質保証の責任を果たしているかを引き続き評価する。
- また、学修者本位の観点に基づき教育の実態を明らかにするため、**より学修者に近い単位である学部等を切り口として高等教育機関における教育活動を評価**する。

２．評価の視点【何を評価するか】

- 機関全体の評価については、教育の実践や支援の状況、教育研究環境に関して、全学的な調整・支援が適切に行われているか、点検・評価、改善がきちんとなされているかという内部質保証が図られているかという点に精選する。
- 学部等の評価については、以下の2つの視点から行う。
  ・法令等で求められている水準に達しているか（質保証の視点）
  ・学生一人一人の能力を最大限高めるために教育水準を向上させ、教育成果を明確に挙げているか（質向上の視点）

＜質保証の視点＞
　4つの基本的な方針の下７つの評価基準、15の評価項目に沿って**水準に達しているか厳格に判断**する
＜質向上の視点＞
　高等教育機関の様々な教育活動（優れた取組）とディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を備えた学生を育成できているか（教育成果）を明確に挙げているかを評価する。**「教育成果」は教員による直接評価、学生の間接評価、社会からの評価を総合的に勘案**する

- 「新たな評価」では、上記のように掲げた資質・能力を備えた学生を育成できているかという点を教育成果を評価することとなることから、**各高等教育機関は適切なディプロマ・ポリシーとなっているか再検証すべき**である。

３．評価手続【どのように評価するのか】

- 「教育の質」によって高等教育機関の社会的な評価や進路選択がなされいるか必ずしも明らかでない現状を踏まえ「教育の質」を分かりやすく発信すること、先進的な取組の共有や課題の把握共有を通じた自己改善の促進につなげるため**4段階の段階別評価を導入**する。

高等教育機関として求められている水準に達していない学部等	高等教育機関として求められている水準に達している学部等		
		学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部等	学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等
要是正	１つ星（★）	２つ星（★★）	３つ星（★★★）

※ 最も高い評価をするにあたり、評価される学部等に対して社会的・学術的に期待されている水準をディプロマ・ポリシーを掲げ高い教育成果を挙げていること、当該ディプロマ・ポリシーの達成に向けて学生を入学時から大きく成長に導いていること、挙げている教育成果が単年度や個別の教職員の取組に依存するものではなく継続的かつ組織的なものであることといった観点を基本とする。

- 評価サイクルは、学部等の教育活動の評価を中心に実施することから、現在の分野別認証評価の意義や機能に近づくこと、高等教育は学位の種類・学位の分野について様々であるが、医学分野等は６年制課程をとっていること、他の評価とのバランスを踏まえ、**６年を前提**とする。
  ※なお、「要是正」の評価を受けた高等教育機関には、６年を待つことなく可及的速やかに自律的な改善を図った上で再度評価を受審することを求める。

- 効果的な評価の実施のため、高等教育機関による**データ入力機能**、**データ閲覧・評価支援機能**、**データ公表機能**を一元的に備えた**データプラットフォームを独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に設置**する。

  全国学生調査の結果データなど文部科学省が実施する調査の結果は、文部科学省が一元的にデータプラットフォームに入力し高等教育機関の負担の軽減
  定量的な確認を自動計算機能等により代替したり、定性的な内容の確認についても、不足している情報等がある場合にアラートを表示する機能を設けるなど
  ＡＩの活用を含め、評価者の負担を軽減

- 特に評価に当たり重要な判定を行う場合や、評価機関が社会に対してより丁寧な説明が求められる場合などは、実地調査においてその実態を確認することが必要不可欠であり、実地調査を実施することが望ましいが、対面での実地調査を行わなくても評価を可能とするように柔軟な運用を可とする。

４．評価の主体【誰が評価するのか】

- 学部等の「教育の質」を評価し、社会に対して評価結果を公表することから、同じ学位の分野単位での大学教員による定性的評価（ピア・レビュー）を基本とし、学位の分野を踏まえて実施できるよう体制を整えた評価機関が実施する。

  ①文学関係　②教育学・保育学関係　③法学関係　④経済学関係　⑤社会学・社会福祉学関係　⑥理学関係　⑦工学関係　⑧農学関係　⑨獣医学関係
  ⑩医学関係　⑪歯学関係　⑫薬学関係　⑬家政関係　⑭美術関係　⑮音楽関係　⑯体育関係　⑰保健衛生学関係（看護学関係）
  ⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係）⑲保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係以外）⑳法曹養成関係　㉑教員養成関係

- これまで「教育の質」を担保するために、実績がある機関の知見や経験を活用していくために、**高等教育機関全体の評価及び学部等の段階別評価を総合的に担う機関（総合評価機関）**のほかに、**特定の分野を専門的に評価する機関（特定分野評価機関）**を設ける。
  特定分野評価機関の評価を受審した学部等については、特定分野評価機関の評価結果をもって総合評価機関の当該学部等の評価を代替する。

- 評価機関が複数存在する場合、評価の公平性をより担保できるよう、評価に当たり基準に照らした判断や提出資料等の評価機関間でのばらつきをなくす**調整組織及びその役割の明確化**を行う。

- 高等教育機関の中核たる「教育の質」の評価をすることから、これまで以上に評価機関の評価の質の信頼性を高めていくために、評価機関に対して認証を与えた**文部科学大臣が**評価が適正に行われているか**確認するシステムを設ける**。

５．評価結果の公表・活用【どのように公表・活用するか】

- **評価結果をデータプラットフォームにおいて一元的に公表**し、**公表内容やフォーマットは統一**する。
  情報の受け手である学生等がアクセスしやすいように評価結果、評価結果の具体的内容については分かりやすく示す。

- 評価結果については、例えば資源配分等の**国の政策に活用**することを検討する。**「要是正」機関**に対しては、改善が行われるよう、**文部科学省において厳格な対応を行う**。

６．持続可能な高等教育の評価への転換

- 持続可能な評価とするべく、「新たな評価」の導入に合わせて、機関別認証評価と分野別認証評価の統合、国立大学法人評価における現況分析との重複解消を図る。

「新たな評価」の概略

データ入力

データ閲覧・評価支援

データ公表

「新たな評価」データプラットフォーム

データ入力

データ活用

評価結果入力

高等教育機関

- 定期的な自己点検・評価活動を前提に、６年以内に１回「新たな評価」を受審
- 自己点検・評価書を「新たな評価」にも活用

評価機関

- 機関全体の評価と学部等単位での「教育の質」に特化した評価を実施

機関全体の評価

✓ 内部質保証を中心に機関全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価

学部等単位での「教育の質」に特化した評価

✓ 教育の状況を質保証の視点と質向上の視点の双方から評価

質保証の視点…高等教育機関としても求められる水準に達しているか
質向上の視点…教育活動を通じて**教育成果**を明確に挙げているか

✓ 学位の分野に応じたピア・レビューを実施

①文学関係 ②教育学・保育学関係 ③法学関係 ④経済学関係 ⑤社会学・社会福祉学関係 ⑥理学関係 ⑦工学関係 ⑧農学関係 ⑨獣医学関係 ⑩医学関係 ⑪歯学関係 ⑫薬学関係 ⑬家政関係 ⑭美術関係 ⑮音楽関係 ⑯体育関係 ⑰保健衛生学関係（看護学関係） ⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係） ⑲保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係以外） ⑳法曹養成関係 ㉑教員養成関係

- 機関全体の評価結果と学部等ごとの評価結果を付して文部科学省・機関（学長）宛てに通知

機関としての適合/要是正　**学部等ごとの段階別評価**（要是正、★、★★、★★★）

※ 機関全体の基準に適合する場合は「適合」、適合しない場合は「要是正」
※ 学部等ごとの評価において「要是正」学部等がある場合、機関全体の「内部質保証が図られていない」として機関全体の評価は「要是正」

高等教育機関

- 評価結果を学内で共有し、自己改善等に活用

⚠「要是正」機関

文部科学省からの確認に応じて、改善状況を報告

文部科学省

- 評価結果を資源配分等の政策に活用することを検討
- 「要是正」機関に対し、改善状況の聴取
- 改善の取組が不十分、改善の見通しがない場合には厳格に措置することを検討

「高等専門学校機能強化パッケージ（仮称）」の方向性について

【背景・経緯】

- 将来の社会・産業構造変化等を踏まえ、５年一貫で**実践的・創造的技術者を育成する高専への社会的期待**が大きく高まっている。
- 一方で、急速な産業構造変化に対応・牽引する人材を育成・輩出し、社会経済の発展に寄与していくためには、昭和36年の制度創設以降続いている**高等専門学校の在り方を見直し、より一層高度化**する必要。
- このような背景も踏まえ、**我が国の更なる発展や、個々人の適性や関心に応じて学べる環境の一層の確保**に向け、**高専を大きく機能強化**する。

⇒ 今後、高専の在り方について議論を行う**有識者会議を文部科学省に設置**し、以下の内容について議論を進めることとする。

【改革の方向性・内容】

柱①：高専の「量的拡大」

《①―１》公私立高専の新設促進
- 成長分野転換基金を通じた新設支援（～20億円支援）
- 自治体等との丁寧な対話、相談対応

《①―２》高専教育の領域拡大
- 農業、コンテンツ等の領域への拡大（現在は工学系の基準のみが制定）

《①―３》学生の多様性確保
- 工学系分野の女性など学生の多様性を確保し、多様な視点・発想を取り入れた高い成果を生み出す教育研究を実現

《①―４》高専志願者増に向けた取組
- 中学生や保護者、中学校進路担当教員に対する出前授業等の連携やSNS等の効果的取組の実施
- 高専と大学・大学院との接続強化等による高専卒業後の進路の魅力向上

⇒ **少子化傾向においても、高専学生数を増加**

柱②：高専教育の「質的向上」

《②―１》国立高等専門学校機構運営費交付金等の抜本的な拡充
- 人件費・物価上昇と連動した運交金の在り方への見直し
- 個別分野等への対応
  ※戦略17分野、スタートアップ、SC・SSW等
- 高専の施設・設備の整備充実による一層の高度化　・魅力化

《②―２》高専の設置目的の見直し
- 産業構造変化等に対応し、高専の役割に「研究」の追加を検討、学生の資質能力の更なる向上

《②―３》高専教員の確実な確保
- 実務家教員等の確保に向けて、高等専門学校設置基準の教員資格の明確化や実務実績をより適確に評価できるような教員審査の見直し等の検討
- 高専教員を養成する大学の取組への支援の検討

⇒ **高専教育の質を確実に担保・向上**

柱③：高専卒業者の「国際通用性確保」

《③―１》高専卒業者の国際通用性の向上
- 「称号」を付与していることの見直し
  ※高専での学びが国際的にも適切に評価されるよう、高専本科卒業者に対して「称号」を付与していることに伴う不都合に関する実態の把握等を行った上で、法制的な検討を行い、「学位」の授与も含め、見直しを検討

《③―２》高専卒業者の卒業証明等の国際通用性の確保
- 短期的方策として透明性や比較可能性を高める方策の実施

《③―３》高専生の海外留学の促進
- インターンシップや留学等の海外派遣支援の充実

⇒ **高専生・卒業者が国際的に活躍し、我が国の発展にも寄与できるよう環境整備**

高等専門学校の機能強化に関する中間整理　概要

高等専門学校の機能強化に関する検討会（令和８年８月28日）

高専を取り巻く状況

○ 人口減少やデジタル技術・生成AI、GX、半導体分野の発展等を背景に、**理工系・デジタル人材の不足が一層深刻化**
○ 15歳からの一貫した専門教育により、**実践力・課題解決力を備えた技術者を育成する高専への期待は極めて高い**
○ 地域産業や地方創生を支える人材育成・研究拠点として、先端技術分野や国際化への対応を含めた**高専機能の一層の強化が必要**

高専の現状

●学科構成と分野展開
工学中心から情報・AI等を含む複合型へと拡大し、学科統合や分野横断型教育が進展。多様化するニーズに対応する分野への展開の要請。

●学生・入学者の状況
少子化の進展においても入学定員は概ね充足されており、女子学生や留学生の増加など学生の多様化が進展。

●卒業後の進路と社会的評価
卒業生の約６割が就職、約４割が進学。技術者としての自主・自律性、実践力が産業界から評価を得ており、求人倍率は高い。また、近年はスタートアップ創出など、活躍の場も拡大。

●教員を取り巻く状況
教員の平均年齢の上昇、若手教員の割合が低下する中、新設の動きが活発化や、技術・産業構造等の急速な変化より、将来的な教員人材が不足。

●教育研究の状況
早期専門教育や実験・実習を重視した実践的教育を展開するとともに、社会実装や地域課題解決につながる産学連携や共同研究等が活発化。

●国際化と海外展開
学生の海外派遣、留学生の受入れ及び日本型高専教育（KOSEN）の海外展開を推進。グローバルに活躍できる技術者を育成。

●国立高専の財政基盤
近年の物価、人件費の高騰により教育研究基盤の維持、高度化に必要な経費が増加。

高専の課題

□ 工学以外の分野への展開も求められる一方、**工学系以外の学科に関する基準が整備されておらず**、新たな分野に係る基準が必要。

□ 教育成果や社会的評価を有する一方で、**高専に関する情報に触れる機会が限られていることから**、特に高専との接点が少ない層への情報発信や認知度向上が必要。

□ 人材需要の高まりにより評価が向上する一方で、**地元就職率は低い水準にあり**、地域で育成した人材の地元定着が必要。

□ 計画的な人材育成と知識・技能の継承に加え、多岐にわたる業務負担の増、実務家教員も含めた**多様な教員人材の確保**が必要。

□ 社会や産業界の変化に対応し、**研究機能のさらなる高度化と高専の国際的な認知度・評価のさらなる向上のため、位置付けの明確化**が必要。

□ 本科卒業生に付与される「準学士」の称号の位置付けが諸外国において十分理解されないため、**国際通用性が担保された形で適切に学修の成果が評価される環境整備**が必要。

□ **教育研究の質の維持・機能強化、共創拠点整備、老朽改善整備、防災機能強化のためのさらなる予算の充実**が必要。

高等専門学校の機能強化に向けた基本的な考え方

「高等専門学校機能強化パッケージ」の方向性を踏まえ、高専の「量的拡大」、「質的向上」及び「国際通用性の確保」の３つの柱の観点から機能強化に向けた取組を総合的に検討・実行していくことが必要。

柱① 高専の「量的拡大」

①―１ 公私立高専の新設促進

- 少子化傾向においても高専の学生数を増加させるため、**成長分野転換基金を活用した支援を拡充**していくことが必要。

①―２ 高専教育の領域拡大

- 工学分野を基礎としつつ、複数の分野を組み合わせた学科を設置している高専も存在していることや養成したい具体的な人材像や産業・地域ニーズを踏まえ、高専が担うべき役割を明確化した上で、**農業やコンテンツ等の新たな分野に必要な教育環境等の具体的な基準の検討**が必要。

①―３ 学生の多様性確保

- 新たな価値創造や教育の質の向上のため、公正かつ妥当な方法により、学力のみならず適性・資質、興味・関心等を含めた**多面的な評価を行い教育内容との適合性を重視した入学者選抜の実施**や、**安心して学び続けられる環境の整備**を推進。

①―４ 高専志願者増に向けた取組

- 全国の15歳から積極的に選ばれるよう、高専教育の特色や実現できる将来像を具体的に発信し、**早期からの理解促進とブランド力の向上を推進**。また、入学後の興味・関心の変化や進路変更にも対応できる仕組みを検討。

柱② 高専教育の「質的向上」

②―１ 国立高等専門学校機構運営費交付金等の抜本的な拡充

- 物価や人件費が高騰する中において、高専の機能強化を図っていくためには、**運営費交付金や施設整備費補助金の抜本的な構造転換と拡充**が必要。また、**施設・設備環境を一層魅力的なものとしていく**ことが必要。

②―２ 高専の設置目的の見直し

- 研究活動が実態として行われている現状や研究機能のさらなる高度化、高専の国際的な認知度等のさらなる向上の必要性を踏まえ、**高専の設置目的等に「研究」を位置付けるため、法制的な観点も含めて検討**を進めることが必要。
- 高専の研究の特色や研究環境の整備、教員の労働時間管理に留意。

②―３ 高専教員の確実な確保

- 実務家教員の確保を含む優秀な人材の確保のため、実務経験や専門分野における業績等を有する者の位置付けがより明らかとなるよう、**高専教員の資格の明確化等の検討**が必要。
- 高専と**技術科学大等との連携等をさらに発展させるための支援**が必要。高専卒業生で高専教員を志望する者の養成、実務経験を積んだ技術者のリ・スキリング、高等学校の教員へのリカレント教育等により、高専教員の人材確保・育成を推進。

柱③ 高専卒業者の「国際通用性確保」

③―１ 高専卒業者の国際通用性の向上

- 高専本科卒業者が、社会的にも国際的にも適切な評価が得られるよう、**高専本科卒業者に対する学位授与を可能とする制度の整備のため、法制的な観点も含め検討**を進めることが必要。
- 大学改革支援・学位授与機構を含めた**学位授与の主体のあり方、既卒者への対応、各高専による現行の称号付与の取り扱い、国際的に理解されやすい学位名称について検討**。

③―２ 高専卒業者の卒業証明等の国際通用性の確保

- 既存制度の枠内において実施可能な対応として**日本の教育資格に関する情報発信の強化**や**デジタル技術を活用した卒業証明書やディプロマ・サプリメント等を検討**し、高専の位置付けや日本の教育資格枠組との対応関係等について、より一層わかりやすい情報発信を推進。

③―３ 高専生の海外留学の促進

- 海外インターンシップや留学、在籍管理や安全保障貿易管理の徹底等を通じた留学生の受入れの推進による**海外との接点を拡大する環境づくりや日本型高専教育システム（KOSEN）の展開を推進**。

学位と称号の比較

第1回「高等専門学校の機能強化に関する検討会」
事務局配付資料

「学位」:

国際的通用性のある大学教育の課程を修了した知識・能力の証明として大学が授与するもの

※上記の原則を踏まえつつ、多様な学習成果を適切に評価して大学・大学院修了者と同等の水準にあると認められる者に対して、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による学位の授与が、学校教育法第104条第7項に基づき認められている。

「称号」:

特定の学校を卒業したことについて、公に一定の価値・栄誉があるものとして本人が称するもの

		1991年 （平成3年）	2005年 （平成17年）
大学院	博士、修士 **（学位）**	博士、修士 **（学位）**	博士、修士 **（学位）**
学部	学士（称号）	学士**（学位）**	学士**（学位）**
短期大学	卒業	**準学士（称号）**	短期大学士 **（学位）**
高等専門学校	卒業	**準学士（称号）**	**準学士（称号）**